

改正案	現行
<p>（特定取引勘定） 第十三条の六の三（略）</p> <p>2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第十一条第一号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</p> <p>十六（略） 十六（略） 三）五（略）</p>	<p>（特定取引勘定） 第十三条の六の三（略）</p> <p>2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第十一条の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</p> <p>十六（略） 十六（略） 三）五（略）</p>

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ〜ハ（略） 二 法第五十三条第七項第一号若しくは法第五十四条第六項第一号の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務又は法第五十三条第七項第二号若しくは法第五十四条第六項第二号の規定により行う信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。） ホ・ト（略） 二丁四（略）</p> <p>（債券の募集又は管理の受託業務等） 第五十一条 法第五十三条第八項及び令第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2〜4（略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ〜ハ（略） 二 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務 ホ・ト（略） 二丁四（略）</p> <p>（債券の募集又は管理の受託業務等） 第五十一条 法第五十三条第八項及び令第八条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2〜4（略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの</p>

(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇五三十九 (略)

6
12 (略)

(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇五三十九 (略)

6
12 (略)

改正案

（兼営の認可の申請等）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 十（略）
十一 次に掲げる事項に関する社内規則

イ（略）

ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ハ（略）

十二（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認可の申請が前項に規定する金融機関以外の金融機関からあつたときは、次に掲げる事項に配慮して法第一条第三項に規定する審査をするものとする。

一 申請者の資本金の額又は出資の総額が、その営もうとする信託業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 四（略）

（兼営の認可の予備審査）

第二条 法第一条第一項の規定による信託業務の兼営の認可を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経

現行

（兼営の認可の申請等）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては理事）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 十（略）
十一 次に掲げる事項に関する社内規則

イ（略）

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

ハ（略）

十二（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認可の申請が前項に規定する金融機関以外の金融機関からあつたときは、次に掲げる事項に配慮して法第一条第三項に規定する審査をするものとする。

一 申請者の資本金の額又は出資の総額が、その営もうとする信託業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 四（略）

（兼営の認可の予備審査）

第二条 法第一条第一項の規定による信託業務の兼営の認可を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に

由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(金融機関が営むことができない業務)

第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 信託財産の管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。)において宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する行為を行う信託(土地等(令第三条第一号に規定する土地等をいう。次項において同じ。))を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするものを除く。)

二 五 (略)

2 (略)

(業務の種類及び方法)

第四条 (略)

一・二 (略)

三 引受けを行う信託に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続(法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

ホ 法第六条の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項

へ (略)

四 (略)

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 八 (略)

提出して予備審査を求めることができる。

(金融機関が営むことができない業務)

第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 信託財産の管理又は処分において宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する行為を行う信託(土地等(令第三条第一号に規定する土地等をいう。次項において同じ。))を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするものを除く。)

二 五 (略)

2 (略)

(業務の種類及び方法)

第四条 (略)

一・二 (略)

三 引受けを行う信託に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容及びその委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)

ホ 法第五条ノ四の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項

へ (略)

四 (略)

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 八 (略)

九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）
第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第十九条第一項第七
号において同じ。）

十（略）

十一 前各号に掲げる財産以外の財産

十二 前各号に掲げる財産のうち、種類を異にする二以上の財産

（営業保証金の供託の届出等）

第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、
第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号に
より作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本
を添付して金融庁長官等（令第十五条第一項の規定により金融庁長
官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その
他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所
在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）
に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関（法第二条第一項において準用する信託
業法第十一条第四項に基づき供託をした信託業務を営む金融機関以
外の者を含む。）が既に供託している供託物の差替えを行う場合は
、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書
正本を添付して金融庁長官等に届け出なければならない。

3（略）

（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）

第六条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用す
る信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結したとき（金融庁
長官等の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は
、別紙様式第二号により作成した営業保証金供託保証契約締結届出
書に契約書の写しを添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契
約書正本を提示しなければならない。

2 } 5（略）

九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）
第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第十八条第一項第七
号において同じ。）

十（略）

十一 種類を異にする二以上の財産

十二 前各号に掲げる財産以外の財産

（営業保証金の供託の届出等）

第五条 法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律
第百五十四号）第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供
託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出
書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官、財務局長
又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しな
ければならない。

2 信託業務を営む金融機関（法第四条第一項において準用する信託
業法第十一条第四項に基づき供託をした信託業務を営む金融機関以
外の者を含む。）が既に供託している供託物の差替えを行う場合は
、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書
正本を添付して金融庁長官等に届け出なければならない。

3（略）

（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）

第六条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用す
る信託業法第十一条第三項の契約を締結したとき（金融庁長官等の
承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、別紙様
式第二号により作成した営業保証金供託保証契約締結届出書に契約
書の写しを添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本
を提示しなければならない。

2 } 5（略）

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 信託業務を営む金融機関が令第五条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第四条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日
- 二 四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 四 (略)
- 二 三 (略)

(信託業務の委託の適用除外)

第十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信託行為に信託業務を営む金融機関が委託者又は受益者(これ

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 信託業務を営む金融機関が令第五条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第四条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日
- 二 四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

- 一 四 (略)
- 二 三 (略)

(信託業務を営む金融機関の業務委託契約の内容)

第十条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託先は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と

らの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

二 信託行為に信託業務の委託先が信託業務を営む金融機関（信託業務を営む金融機関から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託された信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

三 信託業務を営む金融機関が行う業務の遂行にあっては補助的な機能を有する行為

（親法人等又は関連法人等）

第十一条 令第八条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係

別して管理すること。

二 委託先は、信託業務を営む金融機関の同意なく業務の再委託を行わないこと。

三 委託先は、信託業務を営む金融機関の求めに応じ、委託を受けた財産の管理及び処分の状況並びに前号の信託業務を営む金融機関の同意を得て行つた業務の再委託の状況（再委託の契約内容及びその履行に関する状況を含む。）について説明しなければならぬこと。

四 委託先は、委託を受けた財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、信託業務を営む金融機関の求めに応じ、これを閲覧させること。

五 信託業務を営む金融機関は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、委託先との委託に係る契約を解除することができること。

（新設）

があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件

に該当するもの

2| 令第八条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第三項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3| 特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（信託の引受けに係る行為準則）

第十二条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第四項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は

（信託の引受けに係る行為準則）

第十一条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 自己又はその利害関係人（法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号及び第二十二條第三項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は利害関係人の取引

は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六項、第九項及び第十一項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業者及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合(当該委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

三(五) (略)

六 法第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約(以下「元本補てん付等信託契約」という。)による信託の引受けを行う場合(委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第十六条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書

上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第十二条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六項、第九項及び第十一項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合(当該委託者から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

三(五) (略)

六 法第五条ノ四の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約(以下「元本補てん付等信託契約」という。)による信託の引受けを行う場合(委託者から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十三条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第十五条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書

面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

- 二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）
- 三・四（略）

- 五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一（略）
- 二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の對抗要件の具備に関する事項を含む。）
- 三（略）

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一（略）
- 二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

4 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

- 二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）
- 三・四（略）

- 五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十四条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一（略）
- 二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託に係る對抗要件の具備に関する事項を含む。）
- 三（略）

2 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一（略）
- 二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

3 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

4 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
 - 二 信託法(平成十八年法律第百八号)第百二十三条第一項、第百三十一条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項
 - 三 (略)
 - 四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
 - 5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 三 (略)
 - 6 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 二 (略)
 - 7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 (略)
 - 二 法第六条の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
 - 三 五 (略)
 - 六 受託者の公告の方法(公告の期間を含む。以下同じ。)
 - 8 信託業務を営む金融機関が信託法第十二条に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。
 - 一 限定責任信託の名称
 - 二 限定責任信託の事務処理地(信託法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)
 - 三 給付可能額(信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいふ。)
- 及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を
超えてする(こと)はできない

- 一 (略)
 - 二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項
 - 三 (略)
 - 四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
 - 5 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 三 (略)
 - 6 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 二 (略)
 - 7 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 (略)
 - 二 法第五条ノ四の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
 - 三 五 (略)
- (新設)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十六条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項(法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関等(信託業務を営む金融機関又は信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託業務を営む金融機関の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と委託者等(委託者又は委託者との契約により顧客ファイル(専ら当該委託者の用に供せられるファイル)をいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関等(信託業務を営む金融機関又は信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託業務を営む金融機関の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と委託者等(委託者又は委託者との契約により顧客ファイル(専ら当該委託者の用に供せられるファイル)をいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方
法)

八・二 (略)

二 (略)

2 (略)

一・三 (略)

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を畫面により交付する場合、委託者の承諾(令第九条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 (略)

3 (略)

第十七条 令第九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(計算期間の特例)

第十八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合に

に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方
法)

八・二 (略)

二 (略)

2 (略)

一・三 (略)

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を畫面により交付する場合、委託者の承諾(令第八条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 (略)

3 (略)

第十六条 令第八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(計算期間の特例)

第十七条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やか

あつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第二十条第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号、第二十六条、第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第一項第三号において同じ。）からの信託財産の状況に關する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第十九条 法第二十一条において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)(こと次に掲げる事項

イハ (略)

三 (略)

四 有価証券先物取引(証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。)、外国有価証券市場(同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。第二十三条第三項第二号口において同じ。))において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引(同法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第二十三条第三項第二号口において同じ。)、有価証券オプション取引(同法第二十一条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。第二十三条第三項第二号口において同じ。)、外国市場証券先物取引(同法第二十三条第三項第二号口において同じ。)、外国市場証券先物取引(同法第二十三条第三項第二号口において同じ。)、外国市場証券先物取引(同法第二十三条第三項第二号口において同じ。)、外国市場証券先物取引(同法第二十三条第三項第二号口において同じ。))

に回答できる体制が整備されている場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第十八条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、計算期間の末日現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)(こと次に掲げる事項

イハ (略)

三 (略)

四 有価証券先物取引(証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。)、外国有価証券市場(同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。第二十三条第三項第二号口において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引(同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。))、有価証券オプション取引(同法第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。))、外国市場証券先物取引(同法第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。))、有価証券先渡取引(同法第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。))、有価証券店頭指数等先渡取引(同法第二十五項に

第二十三条第三項第二号口において同じ。）、有価証券先渡取引（同法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）
、有価証券店頭指数等先渡取引（同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。）、有価証券店頭オプション取引（同条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及び八に掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第二十三条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ二（略）

六九（略）

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に關し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあつては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

二
四（略）

規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。）、有価証券店頭オプション取引（同条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）、が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及び八に掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項、第二十二條第一項第三号及び同条第四項第二号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ二（略）

六九（略）

十 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、総借入金額並びに契約ごとに、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項及び借入の目的及び使途

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

二
四（略）

5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これをに交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当するときは、この限りでない。

6 信託業務を営む金融機関は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づき有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十條 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権

5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

6 信託業務を営む金融機関は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づき有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第十九條 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

(同法第一百十条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。)
の受益者であつて、当該受益者のうち、信託業務を営む金融機関に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 六 (略)

七 取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八 (略)

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。))をいう。()に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 六 (略)

七 取引について当該取引ごとの内容を書面交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を書面又は電磁的方法により受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。))からあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八 (略)

(新設)

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十条 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。))は、管理場所を区別することその他の

号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託業務を営む金融機関は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務(法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く。)の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第二十二條 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一 (三) (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。))又

方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託業務を営む金融機関は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に定める帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第二十一條 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一 (三) (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理(業務の内容が法令(外国の法令を含む。))又

は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三（略）

3（略）

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならぬ。

5～8（略）

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二（略）

は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三（略）

3（略）

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならぬ。

5～8（略）

（信託財産に係る行為準則）

第二十二條 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二（略）

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3| 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十条第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に應じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国

三 当該信託財産に係る受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

債証券とみなされる標準物並びに同法第二十条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。の
売買

証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。）
取引所有価証券市場（同法第二十条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

店頭売買有価証券（証券取引法第二十条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。）
店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

及び に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

証券取引法第二十条第一号から第四号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）において同じ。

証券取引法第二十条第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている証券業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

() 証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

ロ 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

ハ 取引所金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。）（金融先物取引所（同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第三項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。））において行うもの

ニ 不動産の売買、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

ホ その他の取引、同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官等の承認を受けて取引を行う場合

4 | 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者が法人の場合にあつては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあつては個人である旨

二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託業務を営む金融機関との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関から信託業務（法第一条において準用する

3 | 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者の商号、名称又は氏名及び営業所又は事務所の所在地若しくは住所

二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託業務を営む金融機関との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関から委託を受けた者の利害関係人である場

信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三十九（略）

十 当該取引に関して信託業務を営む金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二十二條第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二（略）

5| 法第二十二條第一項において準用する信託業法第二十九條第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十條第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第二十二條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（実質的受益者を含み、信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者

合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三十九（略）

十 当該取引に関して信託業務を営む金融機関（信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二（略）

4| 法第四條第一項において準用する信託業法第二十九條第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第九條第一項各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第四條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八條第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者(令第十条第一項各号に掲げる者を除く。)のみの指図により法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者(受益者代理人)が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。)からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

七 第三項第二号イからハまでに掲げる取引を行う場合

ハ 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの、金融機関(商工組合中央金庫を含む。)への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。)の取得及び譲渡を行う場合

九 法第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)

第二十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的方法により同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を書面又は電磁的方法により受益者からあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 (略)

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七条第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者(令第九条第一項各号に掲げる者を除く。)のみの指図により法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る。

- 一 第五条第一項に規定する定型的信託契約による信託である場合
- 二 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託である場合
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律第一条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合
- 四 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託である場合
- 五 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託である場合
- 六 社債等の振替に関する法律第十一条に規定する加入者保護信託である場合
- 七 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産運用契約のうち同条第一項第一号に規定する信託である場合
- 八 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る信託である場合

（重要な信託の変更等の公告の方法）

- 第二十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項の規定による公告は、信託業務を営む金融機関における公告の方法によりしなければならない。

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第二十六条 受益証券発行信託の受託者である信託業務を営む金融機関が前条の規定により公告する場合には、当該信託業務を営む金融機関は、当該信託業務を営む金融機関に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（重要な信託の変更等の公告又は催告事項）

（新設）

（新設）

第二十七条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の

二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要な信託の変更等を行うとする理由
- 二 重要な信託の変更等の内容
- 三 重要な信託の変更等の予定年月日
- 四 異議を述べる期間
- 五 異議を述べる方法

(重要な信託の変更等をしてはならないとき)

第二十八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の

二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分

(以下この条及び次条において「元本持分」という。)が法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項の規定による公告又は催告の時に於ける当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

(新設)

(重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準)

第二十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の

二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

(新設)

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項)

第三十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の三

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項
- 四 信託法第四十八条第五項(同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する合意を行うおとすときまでに確定

(新設)

定した費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）又は信託報酬がある場合にはその額

（第三者に契約締結の代理又は媒介を委託することのできない信託契約）

第三十一条 法第二条第二項に規定する内閣府令で定める信託契約は、令第三条第一号及び第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約とする。

（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）

第三十二条 信託業務を営む金融機関は、法第三条の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（同一人に対する信用の供与）

第三十三条 令第十三条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五（略）

（定型的信託約款の変更に係る認可の申請等）

第三十四条 信託業務を営む金融機関は、法第五条第一項の規定による定型的信託約款の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（第三者に契約締結の代理又は媒介を委託することのできない信託契約）

第二十三条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める信託契約は、令第三条第一号及び第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約とする。

（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）

第二十四条 信託業務を営む金融機関は、法第五条の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（同一人に対する信用の供与等）

第二十五条 令第十二条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五（略）

（定型的信託約款の変更に係る認可の申請等）

第二十六条 信託業務を営む金融機関は、法第五条ノ三第一項の規定による定型的信託約款の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一〇三 (略)
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請の内容が受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

(定型的信託約款の変更の公告)

第三十五条 信託業務を営む金融機関が法第五条第一項の規定により行う定型的信託約款の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、信託業務を営む金融機関における公告の方法によりしなければならない。

- 一〇三 (略)

(利益補足契約の最高利益歩合)

第三十六条 信託業務を営む金融機関が、法第六条の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合には、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

(損失の補てん等を行うことができる信託契約)

第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

- 一 有価証券(証券取引法第二條第一項(第七号の三及び第七号の五を除く。))に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))をいう。第十二号において同じ。

- 二〇八 (略)

九 金融先物取引法第二條第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

- 一〇三 (略)

(信託業務報告書等)

- 一〇三 (略)
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請の内容が受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

(定型的信託約款の変更の公告)

第二十七条 信託業務を営む金融機関が法第五条ノ三第一項の規定により行う定型的信託約款の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、定款で定めた公告方法によりしなければならない。

- 一〇三 (略)

(利益補足契約の最高利益歩合)

第二十八条 信託業務を営む金融機関が、法第五条ノ四の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合には、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

(損失の補てん等を行うことができる信託契約)

第二十九条 法第五条ノ四に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

- 一 有価証券(証券取引法第二條第一項(第七号の三を除く。))に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))をいう。第十二号において同じ。

- 二〇八 (略)

九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

- 一〇三 (略)

(信託業務報告書等)

第三十八条 (略)

2~4 (略)

5 第二項の信託業務報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 別紙様式第九号により作成した法第二十一条において準用する信託業法第二十二条第一項の規定による業務委託(法第二十一条において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)の状況表
- 二 法第二十一条において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する取引の概要を記載した書類

(届出事項)

第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となつたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。
- 二 自己を所屬信託兼営金融機関(法第二条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所屬信託兼営金融機関をいう。)とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つたとき(自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。)
- 三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店(信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。)(が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行つたことを知つた場合

- イ 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- ロ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律(昭和三十三年法律第三十六号)に違反する

第三十条 (略)

2~4 (略)

5 第二項の信託業務報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 別紙様式第九号により作成した信託業法第二十二条第一項の規定による業務委託の状況表
- 二 信託業法第二十九条第二項に規定する取引の概要を記載した書類

(届出事項)

第三十一条 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 信託業務を開始したとき。
- 二 信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となつたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。
- 三 自己を所屬信託兼営金融機関(法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所屬信託兼営金融機関をいう。)とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つたとき(自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。)
- 2) 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 信託業務の全部若しくは一部のみを営む支店その他の営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき。
- 二 代理店(信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒

行為

八 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為

二 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

ホ 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合
ヘ 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^一の監督当局に報告したものと

ト その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつてイからハまでに掲げる行為に準ずるもの

2| 前項第三号の届出は、信託業務を営む金融機関が、当該行為の発生を知つた日から三十日以内に行わなければならない。

3| 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとする場合とする。

4| 信託業務を営む金融機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 代理店を設置しようとする場合には、当該代理店の業務の内容を記載した代理店契約書の案

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

介をするものをいう。以下この条において同じ。）の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとするとき。

3| 信託業務を営む金融機関は、前項第二号の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 代理店を設置しようとする場合には、当該代理店の業務の内容を記載した代理店契約書の案

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

4| 信託業務を営む金融機関が、当該金融機関の役員、従業員又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次の各号に該当する行為を行ったことを知つた場合、当該事実を知つた日から三十日以内に当該行為の概要等について金融庁長官に届け出なければならない。

一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）に違反する行為

三 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合

六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^一の監督当局に報告したものと

七 その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

5| この条の規定により届出をしようとする者（令第十五条第一項の金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）は、本店

(廃業等の公告等)

第四十条 法第八条第三項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)によつてしなければならない。

2| 法第八条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 信託業務の廃止、合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

3| 法第八条第四項に規定する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 公告の内容
二 公告の方法
三 公告年月日

4| 法第八条第三項の規定による公告を電子公告によつてする場合には、第二項第一号に定める年月日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

(認可の失効)

第四十一条 金融機関は、法第十一条第四号に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認め

(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては主たる事務所。第三十三条において同じ。) を管轄する財務局長又は財務支局長を経由して、金融庁長官に届け出なければならない。

(新設)

(認可の失効)

第三十二条 金融機関が法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けたときは、この限りでない。

2| 金融機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

められる理由があること。

二 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができると見込まれること。

三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について、当該認可を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

(監督処分 of 公告)

第四十二条 法第十二条の規定による監督上の処分 of 公告は、官報に
よるものとする。

(經由官庁)

第四十三条 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十五条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(予備審査)

第四十四条 信託業務を営む金融機関は、法の規定による認可（法第一条第一項の規定による信託業務の兼営の認可を除く。）を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出す

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができると見込まれること。

三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について、当該認可を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

(新設)

(經由官庁)

第三十三条 金融機関は、第一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十五条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(予備審査)

第三十四条 信託業務を営む金融機関は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求め

べき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出し、予備審査を求める
ことが出来る。

(標準処理期間)
第百十五条 (監)

民法(第二十一条第三項関係)
(兼監)

別紙様式第1号(第5条第1項関係)

(日本工業規格A4)

金融庁長官(財務(支)局長) 殿 届出者 住所 商号又は名称 代表者の氏名 印	年月日
--	-----

営業保証金供託届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において
準用する信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により
供託をしたので、供託書正本を添付して、届け出ます。

別紙様式第2号(第6条第1項関係)

(日本工業規格A4)

金融庁長官(財務(支)局長) 殿 届出者 住所 商号又は名称 代表者の氏名 印	年月日
--	-----

営業保証金供託保証契約締結届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において

することが出来る。

(標準処理期間)
第百十五条 (監)

民法(第二十条第三項関係)
(兼監)

別紙様式第1号(第5条第1項関係)

(日本工業規格A4)

金融庁長官(財務(支)局長) 殿 届出者 住所 商号又は名称 代表者の氏名 印	年月日
--	-----

営業保証金供託届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において
準用する信託業法第11条第1項、第4項又は第8項の規定により
供託をしたので、供託書正本を添付して、届け出ます。

別紙様式第2号(第6条第1項関係)

(日本工業規格A4)

金融庁長官(財務(支)局長) 殿 届出者 住所 商号又は名称 代表者の氏名 印	年月日
--	-----

営業保証金供託保証契約締結届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において

準用する信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

準用する信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

別紙様式第 3 号（第 6 条第 2 項関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名 印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 5 条第 3 号の規定により、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託 番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託	名	枚	総額	券面	回記	番

別紙様式第 3 号（第 6 条第 2 項関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

届出者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名 印

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 5 条第 3 号の規定により、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項において準用する信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託 番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託	名	枚	総額	券面	回記	番

番号	称	数	面	額	号	号
			円	円		

へ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金	額
				円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

別紙様式第4号(第6条第2項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿
届出者

番号	称	数	面	額	号	号
			円	円		

へ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金	額
				円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

別紙様式第4号(第6条第2項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿
届出者

住 所
 商号又は名称
 代表者の氏名
 印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供託金額	供託者名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額 面	券面 額	回記 号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金額
			円

（記載上の注意）

住 所
 商号又は名称
 代表者の氏名
 印

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供託金額	供託者名
	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託所名・供託番号	名称	枚数	総額 面	券面 額	回記 号	番号
			円	円		

ハ 振替国債の場合

供託所名・供託番号	銘	柄	金額
			円

（記載上の注意）

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額 円
---------------	-------	------	-----------

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

3. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号又は名称	契約年月日	契約期間	契約金額 円
---------------	-------	------	-----------

別紙様式第 5 号 (第 6 条第 4 項関係)

(日本工業規格 A 4)

年月日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿
届出者

住所
商号又は名称
代表者の氏名 印

営業保証金供託保証契約変更届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項において準用する信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

別紙様式第 5 号 (第 6 条第 4 項関係)

(日本工業規格 A 4)

年月日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿
届出者

住所
商号又は名称
代表者の氏名 印

営業保証金供託保証契約変更届出書

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項において準用する信託業法第 11 条第 3 項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添付して、届け出ます。

別紙様式第 6 号 (第 6 条第 4 項関係)

(日本工業規格 A 4)

年月日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿
届出者

住所
商号又は名称

別紙様式第 6 号 (第 6 条第 4 項関係)

(日本工業規格 A 4)

年月日

金融庁長官 (財務 (支) 局長) 殿
届出者

住所
商号又は名称

<p style="text-align: right;">代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託保証契約解除届出書</p> <p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して届け出ます。</p>	<p style="text-align: right;">代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金供託保証契約解除届出書</p> <p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項において準用する信託業法第11条第3項に規定する契約を解除したので、契約を解除した事実を証する書面を添付して届け出ます。</p>
<p>別紙様式第7号(第38条第1項関係) 信託業務報告書 (略)</p> <p>別紙様式第8号(第38条第2項関係) 信託業務報告書 (略)</p> <p>別紙様式第9号(第38条第5項第1号関係) 業務委託の状況表 (略)</p>	<p>別紙様式第7号(第30条第1項関係) 信託業務報告書 (略)</p> <p>別紙様式第8号(第30条第2項関係) 信託業務報告書 (略)</p> <p>別紙様式第9号(第30条第5項第1号関係) 業務委託の状況表 (略)</p>

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

一〇十五（略）
十六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第四十二条第五項（同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第四項、第八十条第二項及び第一百条第二項
十六の二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十条第二項（同法第十六条第三項及び第五十七条第三項において準用する場合を含む。）
十七〇三十三（略）

現行

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

一〇十五（略）
十六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第四十二条第三項（同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第四条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項、第八十条第二項及び第一百条第二項（新設）
十七〇三十三（略）

2
4
(略)

2
4
(略)

改正案	現行
<p>（定款の変更の認可を要しない事項） 第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項 二・三（略） 四 法第九条の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項 四の二 法第九条の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行うとする場合（法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 五 法第九条の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項 六～十（略）</p>	<p>（定款の変更の認可を要しない事項） 第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項 二・三（略） 四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行うとするときを含む。）に関する事項（新設） 五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うとするときを含む。）に関する事項 六～十（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>四の二 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項</p> <p>五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号口又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（同法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項</p> <p>（新設）</p> <p>五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号口又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯</p>

する業務を除く。)とする。

一〇の三 (略)

一〇の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇の五〇三十九 (略)

6
12 (略)

する業務を除く。)とする。

一〇の三 (略)

一〇の四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇の五〇三十九 (略)

6
12 (略)

改正案	現行
<p>（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供） 第十四条の八 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（社債管理者の資格） 第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号（社債管理者の資格）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者 二～九（略）</p> <p>（保険契約に係る債権の額） 第三十七条 法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請） 第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添</p>	<p>（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供） 第十四条の八 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（社債管理者の資格） 第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号（社債管理者の資格）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者 二～九（略）</p> <p>（保険契約に係る債権の額） 第三十七条 法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請） 第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添</p>

付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 法第七十条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面
十一 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第四十三条 法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。
一〇三 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面
十一 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 法第七十条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第七項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面
十一 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第四十三条 法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。
一〇三 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請)

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 法第八十八条第七項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面
十一 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第五十二条の九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一（三）（略）

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合、保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

（保険金信託業務の委託の適用除外）

第五十二条の十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託行為に保険金信託業務を行う生命保険会社等が委託者又は受益者（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

二 信託行為に信託業務の委託先が保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託された信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

三 保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う業務の遂行に就いて補助的な機能を有する行為

（信託の引受けに係る行為準則）

第五十二条の十三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四條第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲

一（三）（略）

四 令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合、保険金信託業務を行う生命保険会社等が保険会社等営業保証金規則第十二条第二項の供託通知書の送付を受けた日

（保険金信託業務を行う生命保険会社等の業務委託契約の内容）

第五十二条の十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 委託先は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 委託先は、保険金信託業務を行う生命保険会社等の同意なく業務の再委託を行わないこと。

三 委託先は、保険金信託業務を行う生命保険会社等の求めに応じ、委託を受けた財産の管理及び処分の状況並びに前号の保険金信託業務を行う生命保険会社等の同意を得て行った業務の再委託の状況（再委託の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。）について説明しなければならないこと。

四 委託先は、委託を受けた財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、保険金信託業務を行う生命保険会社等の求めに応じ、これを閲覧させること。

五 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、委託先との委託に係る契約を解除することができること。

（信託の引受けに係る行為準則）

第五十二条の十三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四條第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲

げる行為とする。

一 (略)

二 自己又はその利害関係人（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第五十二条の二十四第二項第四号及び第四項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第五十二条の二十三第四項において同じ。）、信託契約代理店（同法第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）、同法第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二・三 (略)

四 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から同項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

げる行為とする。

一 (略)

二 自己又はその利害関係人（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号及び第五十二条の二十五第三項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

二・三 (略)

(新設)

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託財産に属する財産の對抗要件の具備に関する事項を含む。)

三 (略)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託財産の管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。)
二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

3 (略)

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(新設)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 (略)

二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託に係る對抗要件の具備に関する事項を含む。)

三 (略)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

3 (略)

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託法(平成十八年法律第百八号)第百二十三条第一項、第百三十一条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項
- 三 (略)
- 四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
- 5・6 (略)
- 7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 (略)
 - 二 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定による元本補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
 - 三・四 (略)
 - 五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項
 - イ 受託者が複数である場合における保険金信託業務の処理
 - ロ〜二 (略)
 - 六 受託者の公告方法(公告期間を含む。以下同じ。)
- 8 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。
 - 一 限定責任信託の名称
 - 二 限定責任信託の事務処理地(信託法第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)
 - 三 給付可能額(信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をい

- 一 (略)
- 二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項
- 三 (略)
- 四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
- 5・6 (略)
- 7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 (略)
 - (新設)
 - 二・三 (略)
 - 四 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項
 - イ 受託者が複数である場合における信託業務の処理
 - ロ〜二 (略)
 - (新設)
 - (新設)

う。)及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(次条、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。)とする。

一・二 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾(令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に定める期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾(信託業法施行令第十三条第一項に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状

態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3
(略)

(削る)

(計算期間の特例)

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。)からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3
(略)

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第五十二条の十九 令第十三条の七第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、同号イ に規定する関係親法人等の総株主又は総出資者の議決権(信託業法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を一の法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(同号イ に規定する関係子法人等という。以下この条において同じ。)が保有している場合における当該法人等とする。

2| 令第十三条の七第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等とする。

(計算期間の特例)

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

(新設)

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 計算期間の末日(以下この条において「当期末」という。)(現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)(に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)(ごとに次に掲げる事項)

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額

三 公社債(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。)(につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における額面金額の総額(当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。))

四 有価証券先物取引(証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。)(、外国有価証券市場(同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。)(において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引(同法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第五十二

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 計算期間の末日(以下この条において「当期末」という。)(現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の損益の状況)

(新設)

(新設)

(新設)

- 条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）、有価証券オプシオン取引（同法第二条第二十二項に規定する有価証券オプシオン取引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）、外国市場証券先物取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。第五十二条の二十四第三項第二号ロにおいて同じ。）、有価証券先渡取引（同法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引（同法第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。）、有価証券店頭オプシオン取引（同法第二十六項に規定する有価証券店頭オプシオン取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同法第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額
- 五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
- イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項
- ロ 不動産の売却を予定する信託の場合につき、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）
- ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合につき、物件ごとに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）
- 二 当該不動産の売却が行われた場合につき、計算期間中におけ

（新設）

る売買金額の総額

六 (略)

七 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第
二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）につき、
次に掲げる事項（八に掲げる事項にあつては、受益者からあらか
じめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 知的財産権の種類その他の知的財産権を特定するために必要
な事項

ロ 知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権そ
の他の権利（以下この号において「実施権等」という。）が設
定された場合につき、知的財産権ごとに、実施権等の範囲その
他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合につき、知的財産権
ごとに、当期末現在における評価額

二 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係
る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）に
つき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、八に掲
げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の
承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象財産の種類、権利者の氏名又は名称
その他の対象財産を特定するために必要な事項

ロ 対象財産に関して権利が設定された場合につき、対象財産ご
とに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内
容に関する事項

ハ 対象財産の売却を予定する信託の場合につき、対象財産ごと
に、当期末現在における評価額

二 (略)

九 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託
に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、
直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

二 (略)

(新設)

三 前号に掲げる財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権
を除く。以下この号において「対象資産」という。）につき、対
象資産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、八に掲げる事項
にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得
た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象資産の種類、権利者の氏名又は名称
その他の対象資産を特定するために必要な事項

ロ 対象資産に関して権利が設定された場合につき、対象資産ご
とに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内
容に関する事項

ハ 対象資産の売却を予定する信託の場合につき、対象資産ごと
に、当期末現在における評価額

二 (略)

四 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託
に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に關し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に關する事項（当該債務が借入れである場合に於ては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に關する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務を第三者に委託する場合に於ては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

3・4 (略)

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならぬ。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該當するときは、この限りでない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二條の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合に於ては、当該

直前の計算期間に係る前二号に掲げる事項

五 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、総借入金額並びに契約ごとの借入先、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に關する事項及び借入の目的及び使途

六 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合に於ては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬並びに委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の損益計算書に代えることができる。

3・4 (略)

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二條の二十二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しな

受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三・四（略）
五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

七 他の目的で作成された書類又は電磁的記録に前条第一項各号に掲げる事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

い旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

一 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三・四（略）
（新設）

五 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

（新設）

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。)は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 保険金信託業務(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。)の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。)は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に定める帳簿書類をそれぞれ各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十四 保険金信託業務を行う生命保険会社等(当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行

金信託業務の委託を受けた者を含む。）は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一～三（略）

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三（略）

3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会

するための十分な体制を整備しなければならない。

一～三（略）

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員又は使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三（略）

3（略）

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関である

社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 信託財産に係る受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む)。

(一) に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。)をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3 | 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項

と誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人)に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国債証券とみなされる標準物並びに同法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国債証券とみなされる標準物を除く。）
（ 取引所有価証券市場（同法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。）
店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）
（において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

及び 次に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げる

もの。前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの。

() 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）において同じ。

() 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている証券業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの。

() 証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

ロ 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

ハ 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。）（金融先物取引所（同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第三項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。）において行うもの）

ニ 不動産の売買、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

ホ その他の取引、同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行つもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を

行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官の承認を受けて取引を行う場合

4 | 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 (略)

二 信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、当該利害関係人と保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三・四 (略)

五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な書類

六〇九 (略)

十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二 (略)

5 | 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益

3 | 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の書面を、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載し、受益者に交付しなければならない。

一 (略)

二 信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、委託を受けた者との関係）

三・四 (略)

五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な書類

六〇九 (略)

十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二 (略)

4 | 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得

者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託管理人又は受益者代理人）が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（受託者及び信託業法施行令第二条各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人）が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は情報通信を利用する方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面が受益者に交付される場合

（新設）

六 第三項第二号イからハまでに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

（重要な信託の変更等の公告方法）

第五十二条の二十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の第二項による公告は、保険金信託業務を行う生命保険会社等における公告方法によりしなければならない。

（新設）

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第五十二条の二十六 受益証券発行信託の受託者である保険金信託業務を行う生命保険会社等が前条の規定により公告する場合には、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第九十九条において準用する信託業法第二十九条の第二項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（新設）

（重要な信託の変更等の公告又は催告事項）

第五十二条の二十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 重要な信託の変更等をしようとする理由
- 二 重要な信託の変更等の内容
- 三 重要な信託の変更等の予定年月日
- 四 異議を述べる期間

五 異議を述べる方法

(重要な信託の変更等をしてはならないとき)

第五十二条の二十八 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分(以下この条及び次条において「元本持分」という。)が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

(重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準)

第五十二条の二十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項)

第五十二条の三十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項
- 四 信託法第四十八条第五項(同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)(に規定する合意を行おうとするときまでに確定した費用等)(同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。)(又は信託報酬がある場合にはその額)

(利益補足契約の最高利益歩合)

第五十二条の三十一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が、法第

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合には、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

(損失の補てん等を行うことができる信託契約)

第五十二条の三十一 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 有価証券(証券取引法第二条第一項(第七号の三及び第七号の五を除く。)(に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))をいう。第十二号において同じ。)

二 証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引に係る権利

三 証券取引法第二十二条に規定する有価証券オプション取引に係る権利

四 証券取引法第二十三条に規定する外国市場証券先物取引に係る権利

五 証券取引法第二十四条に規定する有価証券先渡取引に係る権利

六 証券取引法第二十五条に規定する有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

七 証券取引法第二十六条に規定する有価証券店頭オプション取引に係る権利

八 証券取引法第二十七条に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

九 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

(新設)

十 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）

十一 主として前各号に掲げる資産に投資することを目的とする金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

十二 有価証券を信託する信託の受益権

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四十）（略）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

四十二・四十三（略）

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうち信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五（四十七）（略）

3
10（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四十）（略）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

四十二・四十三（略）

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうち信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五（四十七）（略）

3
10（略）

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(から までに掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。)

ハ ホ (略)

四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項(八に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

イ ヌ (略)

2 (略)

(特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項)

第七十五条の二 保険会社(第一号にあつては、保険会社及び当該保険会社から委託を受けた者)は、次に掲げる方法により、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定(以下この条及び第百五十四条の二において「特定特別勘定」という。)に属する財産を管理しなければならない。

一 (略)

二 特定特別勘定に属する財産を当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(から までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

ハ ホ (略)

四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ヌ (略)

2 (略)

(特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項)

第七十五条の二 保険会社(第一号にあつては、保険会社及び当該保険会社から委託を受けた者)は、次に掲げる方法により、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定(以下この条及び第百五十四条の二において「特定特別勘定」という。)に属する財産を管理しなければならない。

一 (略)

二 特定特別勘定に属する財産を、当該特定特別勘定に係る運用実績連動型保険契約の種類に応じた方法により、当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

2 (略)

3 保険会社は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類等の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の四 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十五 法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

2 (略)

3 保険会社は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の四 法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十五 法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一～三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十八 法第六百六十五条の二十において読み替えて準用する法第六百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十八 法第六百六十五条の二十四第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三 (略)

(合併の認可の申請)

第一百五十五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 次のイから八までに掲げる会社の区分に応じ、当該イから八までに定める割合を超えなかったことを証する書面

- イ 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社 法第六百六十五条の七第二項第四号(法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六百六十五条の七第四項(法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。以下イにおいて同じ。)において準用する法第七十条第六項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十八 法第六百六十五条の二十において読み替えて準用する法第六百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第一百一条の二の十八 法第六百六十五条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三 (略)

(合併の認可の申請)

第一百五十五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 次のイから八までに掲げる会社の区分に応じ、当該イから八までに定める割合を超えなかったことを証する書面

- イ 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社 法第六百六十五条の七第二項第四号(法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六百六十五条の七第四項(法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。以下イにおいて同じ。)において準用する法第七十条第七項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適

用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の二の四又は第一百一条の二の十で定める金額が法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面

□ 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社 法第六十五条の十七第二項第三号（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の十七第四項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の二の十五又は第一百一条の二の十八で定める金額が法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面

八 会社法合併会社 法第六十五条の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下八において単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下八において同じ。）の

用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の二の四又は第一百一条の二の十で定める金額が法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第七項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面

□ 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社 法第六十五条の十七第二項第三号（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の十七第四項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第七項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の二の十五又は第一百一条の二の十八で定める金額が法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第七項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合には、十分の一）を超えなかったことを証する書面

八 会社法合併会社 法第六十五条の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第七項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下八において単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下八において同じ。）の

別表 (第五十九条の二第一項第三号八関係(生命保険会社))	項目	記載する事項
2・3 (略)	(略)	<p>保険契約者の総数の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百二条で定める金額が法第六十五条の二十四第六項の金額の総額の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面</p> <p>十}二十一 (略)</p>
別表 (第五十九条の二第一項第三号八関係(生命保険会社))	項目	記載する事項
(略)	(略)	<p>保険金信託業務に関する指標(保険金信託業務を行う場合に限る。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金銭信託の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)(の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)(の期末残高</p> <p>七 金銭信託に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p>

別表 (第五十九条の二第一項第三号八関係(生命保険会社))	項目	記載する事項
2・3 (略)	(略)	<p>保険契約者の総数の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面又はその者の第百二条で定める金額が法第六十五条の二十四第七項の金額の総額の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかつたことを証する書面</p> <p>十}二十一 (略)</p>
別表 (第五十九条の二第一項第三号八関係(生命保険会社))	項目	記載する事項
(略)	(略)	<p>信託業務に関する指標(信託業務を営む場合に限る。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)(の期末受託残高</p> <p>三 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)(の種類別の期末受託残高</p> <p>四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高</p> <p>六 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)(の期末残高</p> <p>七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高</p>

	<p>八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十二 金銭信託に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の期末残高</p>
	<p>八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高</p> <p>十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合</p> <p>十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の期末残高</p>

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>（保有の制限から除かれる株式） 第二条（略） 2（略） 3 前二項に規定する「元本補てん等契約」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）<u>第六条</u>の規定に基づき契約をいう。</p>	<p>（保有の制限から除かれる株式） 第二条（略） 2（略） 3 前二項に規定する「元本補てん等契約」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）<u>第五条</u>の四の規定に基づき契約をいう。</p>

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） （削る）</p> <p>一、六十七（略）</p> <p>六十八 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第 号）</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>一 担保付社債信託法施行細則（明治三十八年大蔵省令第三十五号）</p> <p>二、六十八（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 信託会社</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務（第二十八条 第四十一条の八）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第六節 特定の信託についての特例（第五十一条の二 第五十三条）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「信託受益権販売業」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項又は第十一項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、信託受益権販売業又は信託受益権販売業者をいう。</p> <p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法、信託業法施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に提出し又は委託者、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条、第三十七条第一項第五号及び第五項、第</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 信託会社</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務（第二十八条 第四十一条）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第六節 特定の信託についての特例（第五十二条・第五十三条）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「信託受益権販売業」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項又は第十一項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、信託受益権販売業又は信託受益権販売業者をいう。</p> <p>（訳文の添付）</p> <p>第二条 法、信託業法施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に提出し又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。</p>
--	---

第三十八條第一号の二、第七号及び第八号、第四十一條第一項第三号、第三項第三号、第五項第一号の二及び第四号、第四十一條の四並びに第六十八條第一項第三号において同じ。）若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。

（親法人等又は関連法人等）

第四條 令第二條第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を使用すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を使用することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十三條第二項、第五十四條第二項及び第六十三條第一項第二号を除き、以下

（関係親法人等又は他の法人等に準ずる者）

第四條 令第二條第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、同号イ に規定する関係親法人等の総株主又は総出資者の議決権（法第五條第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を一の法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）又は当該法人等及びその関係子法人等（同号イ に規定する関係子法人等をいう。以下この条において同じ。）が保有している場合における当該法人等とする。

2 令第二條第二号イ に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等とする。

同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

八 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 | 令第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等
- 二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該法人等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。
- ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該

子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げる
いずれかの要件に該当するもの

3) 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五
号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制
限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に
おいて同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず
る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項
に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させるこ
とを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目
的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対す
る出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この
項において「出資者等」という。)から独立しているものと認め、
第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないもの
と推定する。

(免許の申請)
第五条 (略)

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。

一〜五 (略)
(削る)

六 主要株主(法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十
四条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第五を除き
、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務
所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議
決権の数を記載した書面

七 (略)
八 次に掲げる事項に関する社内規則

(免許の申請)
第五条 (略)

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。

一〜五 (略)

六 主要株主(令第二条第二号イに規定する主要株主をいう。第
四十八条第一項第七号、別表第三及び別表第八において同じ。)の
氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する
議決権の数を記載した書面

七 主要株主(法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第四十
八条第一項第七号、第五十四条第二項第七号、第六十三条第一項
第五号、別表第三、別表第五及び別表第八を除き、以下同じ。)の
商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は
住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載
した書面

八 (略)
九 次に掲げる事項に関する社内規則

- イ (略)
- ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧
- ハ (略)
- 九 十一 (略)

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 八 (略)

九 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第三十七条第一項第七号及び第五十一条の七第一項第一号トにおいて同じ。)

十 特定出資(資産の流動化に関する法律第二条第六項に規定する特定出資をいう。)

十一 前各号に掲げる財産以外の財産

十二 前各号に掲げる財産のうち、種類を異にする二以上の財産

2 (略)

(免許の審査)

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 二 (略)

三 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧に關し業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること。

四 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

- イ (略)
- ロ 帳簿書類の作成及び閲覧
- ハ (略)
- 九 十二 (略)

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 八 (略)

九 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第三十七条第一項第七号において同じ。)

十 特定出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定出資をいう。)

十一 種類を異にする二以上の財産

十二 前各号に掲げる財産以外の財産

2 (略)

(免許の審査)

第七条 内閣総理大臣は、法第三条の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 二 (略)

三 信託財産の分別管理、信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化、信託財産の状況に係る情報提供並びに信託財産に関する経理、帳簿書類の作成及び閲覧に關し業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれること。

四 経営体制、業務運営体制及び業務管理体制に照らし、次に掲げる状況にある等十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ (略)

ロ 管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。)を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者(第三者に法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く)信託業務を委託して管理又は処分を行う場合にあっては、当該第三者を含む。)が確保されていること。

八・二 (略)

五 (略)

(純資産額の算出)

第八條 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該信託会社が子会社等(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第二号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社をいう。第四十二條第二項第一号及び第四十三條において同じ。)を有する場合 当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額(他に営んでいる業務に關し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。)を控除した金額のうちいずれか低い方の金額

二 (略)

2・3 (略)

(会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実)

第九條 法第五條第五項に規定する内閣府令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人、又はこれらであつた者で会社の財務及び

イ (略)

ロ 管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者(第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあっては、当該第三者を含む。)が確保されていること。

八・二 (略)

五 (略)

(純資産額の算出)

第八條 信託会社の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 当該信託会社が子会社等(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第二号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社をいう。第四十二條第二項第一号及び第四十三條第一項第五号において同じ。)を有する場合 当該信託会社の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額(他に営んでいる業務に關し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。)を控除した金額のうちいずれか低い方の金額

二 (略)

2・3 (略)

(会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる事実)

第九條 法第五條第五項に規定する内閣府令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 役員(取締役、執行役、會計参与、監査役又はこれらに準する

営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二〇五 (略)

(登録等の申請)

第十二条 (略)

2 (略)

3 令第七条第三項ただし書の規定により、現金をもつて手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第五条第二項第一号から第九号までに掲げる書面
- 二・三 (略)

(業務方法書の変更の認可)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者(第三者に法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を

者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下同じ。)若しくは使用人、又はこれらであった者で会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二〇五 (略)

(登録等の申請)

第十二条 (略)

2 (略)

3 令第七条第二項ただし書の規定により、現金をもつて手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第五条第二項第一号から第十号までに掲げる書面
- 二・三 (略)

(業務方法書の変更の認可)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、第一項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者の確保の状況、管理又は処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者(第三者に委託して管理又は処分を行う場合にあつては、当該第三者を含む。)の確保の状況、業務管理に係る体制等に照らし

含む。)の確保の状況、業務管理に係る体制等に照らし、申請者が当該申請に係る変更後の業務を的確に遂行することができる。

三 (略)

(信託業務の委託の適用除外)

第二十九条 法第二十二條第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託行為に信託会社が委託者又は受益者(これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

二 信託行為に信託業務の委託先が信託会社(信託会社から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により委託された信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

三 信託会社が行う業務の遂行に就いて補助的な機能を有する行為

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業者及び法第五十條の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第二十五條の規定による説明を求められた場合を除く。)

、申請者が当該申請に係る変更後の業務を的確に遂行することができる。

三 (略)

(信託会社の業務委託契約の内容)

第二十九条 法第二十二條第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 委託先は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 委託先は、信託会社の同意なく業務の再委託を行わないこと。

三 委託先は、信託会社の求めに応じ、委託を受けた財産の管理及び処分の状況並びに前号の信託会社の同意を得て行った業務の再委託の状況(再委託の契約の内容及びその履行に関する状況を含む。)について説明しなければならないこと。

四 委託先は、委託を受けた財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、信託会社の求めに応じ、これを閲覧させること。

五 信託会社は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第三十一条 法第二十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第二十五條の規定による説明を求められた場合を除く。)

二五 (略)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託財産に属する財産の對抗要件の具備に関する事項を含む。)
- 三 (略)

2 法第二十六条第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

3 (略)

4 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託法(平成十八年法律第百八号)第百二十三条第一項、第百三十一条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項
- 三 (略)
- 四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5・6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

8 受託者の公告の方法(公告の期間を含む。以下同じ。)
信託会社が信託法第十二条第十二項に規定する限定責任信託の引受

二五 (略)

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託に係る對抗要件の具備に関する事項を含む。)
- 三 (略)

2 法第二十六条第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

3 (略)

4 法第二十六条第一項第九号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項
- 三 (略)
- 四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

5・6 (略)

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(新設)
(新設)

場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第四十一条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ〜二（略）

六〜九（略）

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に關し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあつては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2〜4（略）

5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当するときは、この限りでない。

6 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項、第四十一条第一項第三号及び第四項第二号並びに第六十八條第一項第三号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ〜二（略）

六〜九（略）

十 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、総借入金額並びに契約ごとに、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2〜4（略）

5 信託会社は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

6 信託会社は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である場

合又は同法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づき有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権

（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三六（略）
七 取引について、当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法によ

合又は同法第二十四条第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づき有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三六（略）
七 取引について、当該取引ごとの内容を書面交付又は電磁的方法

り提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第三十九条 信託会社（当該信託会社から法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託会社は、法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託会社は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間

二 (略)

により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

（新設）

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第三十九条 信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託会社は、法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託会社は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表第二により作成し、次の各号に定める帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務（法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十條 信託会社（当該信託会社から法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一～三（略）

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三（略）

3～8（略）

（信託財産に係る行為準則）

第四十一條 法第二十九條第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二（略）

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

四（略）

2 法第二十九條第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三（略）

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）の

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十條 信託会社（当該信託会社から委託を受けた者を含む。）は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

一～三（略）

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三（略）

3～8（略）

（信託財産に係る行為準則）

第四十一條 法第二十九條第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二（略）

三 当該信託財産に係る受益者（信託法第八條第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四（略）

2 法第二十九條第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三（略）

（新設）

() に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3| 法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十四条第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。）（取引所有価証券市場（同法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）に

（新設）

（新設）

おいて行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

店頭売買有価証券(証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)(店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)(おいて行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

及び に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。)(おいて同じ

証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同条第十三項に規定する証券業協会をいう。)(又は外国において設立されている証券業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

取引所金融先物取引等(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。)(金融先物取引所(同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。)(の開設する金融先物市場(同条第三項に規定す

- る金融先物市場をいう。)又は海外金融先物市場(同項に規定する海外金融先物市場をいう。)において行うもの
- 二 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの
- ホ その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの
- 三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合
- 四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官(令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつては、財務局長)の承認を受けて取引を行う場合
- 4| 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。
- 一 (略)
- 二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託会社との関係(信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社から信託業務(法第二十条第三項各号に掲げる業務を除く。)の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係)
- 三 九 (略)
- 十 当該取引に関して信託会社(当該信託会社から法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。)又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額
- 十一・十二 (略)
- 5| 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 3| 信託会社は、法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。
- 一 (略)
- 二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託会社との関係(信託財産との取引の相手方となつた者が信託会社から委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係)
- 三 九 (略)
- 十 当該取引に関して信託会社(信託会社から委託を受けた者を含む。)又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額
- 十一・十二 (略)
- 4| 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

三 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十四条第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（実質的受益者を含む、信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

四 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

五 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第二十条第一項に基づき委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第二十九条第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的方法により同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第二十条第一項に基づき委託を受けた者（令第二条各号に掲げる者を除く

者を除く。)のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者(受益者代理人)が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。)からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イからハまでに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの、金融機関(商工組合中央金庫を含む。)(への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。)(の取得及び譲渡を行う場合)

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)(第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)

第四十一条の二 法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託である場合

二 投資信託及び投資法人に関する法律第一条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合

三 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託である場合

四 資産の流動化に関する法律第十二項に規定する特定目的信託である場合

五 社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託である場合

六 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)(第六十五条第三項に規定する資産運用契約のうち同条第一項第一号に規定する信託である場合)

七 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る信託である場合)

。)(のみの指図により法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(重要な信託の変更等の公告の方法)

第四十一条の三 法第二十九条の二第一項の規定による公告は、信託会社における公告の方法によりしなければならない。

(重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例)

第四十一条の四 受益証券発行信託の受託者である信託会社が前条の規定により公告する場合には、当該信託会社は、当該信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

(重要な信託の変更等の公告又は催告事項)

第四十一条の五 法第二十九条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要な信託の変更等を行うとする理由
- 二 重要な信託の変更等の内容
- 三 重要な信託の変更等の予定年月日
- 四 異議を述べる期間
- 五 異議を述べる方法

(重要な信託の変更等をしてはならないとき)

第四十一条の六 法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分（以下この条及び次条において「元本持分」という。）が法第二十九条の二第一項の規定による公告又は催告の時ににおける当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

(重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準)

第四十一条の七 法第二十九条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項)

第四十一条の八 法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項
- 四 信託法第四十八条第五項(同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する合意を行おうとするときまでに確定した費用等(同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。)
- (又は信託報酬がある場合にはその額)

第四節

(事業報告書の作成等)

第四十二条 (略)

2 前項の事業報告書には、次の各号(法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。)

(に掲げる書類を添付しなければならない。)

- 一 信託会社(外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。)(が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)、連結損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。))及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。))

二 六 (略)

七 法第五十条の二第一項の登録を受けた者にあつては、当該者を連結子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。))とする者(当該者を連結子会社とする者を除く。)(がある場合にあつては、当該者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

(新設)

第四節

(事業報告書の作成等)

第四十二条 (略)

2 前項の事業報告書には、次の各号(承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。)(に掲げる書類を添付しなければならない。)

- 一 信託会社(外国信託会社及び承認事業者を含む。以下この号において同じ。)(が子会社等を有する場合にあつては、当該信託会社及びその子会社等の連結貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。))、連結損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。))及び連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。))

二 六 (略)

(新設)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イハ (略)

二 イに掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。)又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

四・五 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法第五十条の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名

ニ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地

ホ 営んでいる業務の種類

二 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の概要

ロ 直近の五事業年度における信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

イハ (略)

二 イに掲げる書類について公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び第三項において同じ。)又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

- ― 信託報酬
 - ― 信託財産額
 - ― 信託財産の概要
- 八 直近の二事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項
- ― 信託財産残高表
 - ― 信託財産の種類ごとの件数、元本額
- 二 信託財産の分別管理の状況
- ホ 信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況
- 三 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の直近の三事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
- イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書
 - ロ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
- 四 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項
- 五 子会社等を有する場合にあつては、法第五十条の二第一項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の三事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
- イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書
 - ロ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨
- 六 法第五十条の二第一項の登録を受けた者を連結子会社とする者（当該者を連結子会社とする者を除く。）がいる場合にあつては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の三事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
- イ 当該者及び法第五十条の二第一項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

□ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

4| 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)
5| 7| (略)

(届出事項)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。)信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〜七 (略)

(廃業等の公告等)

第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告(会社法第二十条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)によつてしなければならない。

2〜4 (略)

5| 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告を電子公告によつてする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 法第四十一条第三項の規定による公告 第二項第一号に定める年月日

二 法第四十一条第五項の規定による公告 電子公告による公告を

3| 前二項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)
4| 6| (略)

(届出事項)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。)又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〜七 (略)

(廃業等の公告等)

第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

2〜4 (略)

(新設)

開始した日後一月を経過する日

(登録等の申請)

第五十一条の二 法第五十条の二第一項の登録を受けようとする者は、法第五十条の二第三項の申請書及び同条第四項の規定による添付書類並びにその写し一通を、その者の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新を受けようとする者について準用する。

3 令第七条第三項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。

(受益権を多数の者が取得することができる場合として規定する有価証券)

第五十一条の三 令第十五条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 証券取引法第一条第一項第四号、第六号、第七号の五から第十号の三まで又は第二項第一号、第二号若しくは第五号から第七号までに掲げる有価証券(同法第一条第一項第七号の五、第九号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券にあつては、信託会社、外国信託会社又は兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関が受託者となつている場合における有価証券を除く。)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三又は第七号の四に掲げる有価証券(次に掲げる要件を満たすものを除く。)

イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託が、法第二条第三項各号に掲げる信託であること。

ロ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託をしよう

(新設)

(新設)

とする者が法第二十三條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項並びに第二十九條の二に掲げる義務を負う旨が信託行為に定められていること。

ハ イ及びロに掲げる事項が資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二條第四項に規定する資産流動化計画をいう。）又は資産信託流動化計画（同條第十四項に規定する資産信託流動化計画をいう。）に定められていること。

（登録申請書の添付書類）

第五十一條の四 法第五十條の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

二 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務以外の業務を営む場合に於ては、当該業務の内容及び方法を記載した書面並びに当該業務を営むことが同号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすことのないことを証する書面

三 役員及び業務を執行する社員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

四 役員及び業務を執行する社員が法第五十條の二第六項第八号に該当しない者であることを当該役員及び業務を執行する社員が誓約する書面

五 次に掲げる事項に関する社内規則

イ 信託財産に関する経理

ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ハ 第四十條第二項各号に掲げる業務の運営（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）

六 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務が定款の事業目的に定められていない場合に於ては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主總會又は社員總會の議事録の写し

七 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務

（新設）

に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面

(信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書面の記載事項)

第五十一条の五 第六条第一項の規定は、法第五十条の二第五項第一号の信託財産の種類の記事について準用する。

2 法第五十条の二第五項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の運営の基本方針
- 二 信託行為の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針

(自己信託登録簿の縦覧)

第五十一条の六 法第五十条の二第一項に定める登録を受けた者が現に受けている登録をした財務局長は、当該登録を受けた者に係る自己信託登録簿を当該者の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査)

第五十一条の七 法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたときは、速やかに、次に掲げる事項につき、信託財産に属する財産の種類に応じた適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。

- 一 次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 有価証券(次に掲げる財産を除く。)(銘柄、数量その他の

(新設)

(新設)

(新設)

当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

ロ 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

ハ 不動産の賃借権 賃借権に係る不動産の所在及び地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名又は名称及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容を特定するために必要な事項

ニ 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他の当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名又は名称及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容を特定するために必要な事項

ホ 動産（イに掲げる財産を除く。） 動産の種類、名称、型式、製造番号、通常所在する場所その他の当該動産を特定するために必要な事項

ヘ 金銭債権 金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 知的財産権 知的財産権の種類、出願の番号、登録番号及びその年月日その他の知的財産権を特定するために必要な事項

チ 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

リ イからチまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二 信託法第三条第三号に掲げる方法による信託設定時における信託財産に属する財産の価額

2| 前項第二号の場合においては、次の各号に掲げる財産の種類に
じ、当該各号に掲げる事項を踏まえて調査しなければならない。

一 市場価格のある有価証券 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をした日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市

場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 不動産 不動産鑑定士による鑑定評価

三 その他の財産 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項第二号に定める価額の算定に用いた帳簿書類その他の資料及び当該価額の算定方法

3| 第一項の調査を行った者は、同項の調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を法第五十条の二第一項の登録を受けた者に提供して報告をしなければならない。この場合において、当該調査を行った者は、当該調査を行うに際して、不正な行為若しくは法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを発見したときは、その旨を当該書面に記載し、又は当該電磁的記録に記録するものとする。

(兼業業務の健全性)

第五十一条の八 法第五十条の二第十一項に規定する内閣府令で定めるところにより、他に営む業務(以下この条において「兼業業務」という。)を営むことが同条第一項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるものは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が連結子会社を有する場合又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く。以下この条において同じ。)がいる場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書若しくは連結損益計算書又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結損益計算書(以下この号において「損益計算書等」という。)のいずれかにおいて、連続する二事業年度において経常損失金額が生じているとき(ロに該当する場合を除く。)

ロ 損益計算書等のいずれかにおいて、連続する三以上の事業年度において経常損失金額が生じているとき。

(新設)

- 二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
- イ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書において、連続する二事業年度において経常損失金額が生じているとき（ロに該当する場合を除く。）。
- ロ 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の損益計算書において、連続する三以上の事業年度において経常損失金額が生じているとき。
- 2 | 前項第一号イ又は第二号イに該当する場合であつても、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に該当するときは、兼業業務を営むことが法第五十条の二第一項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるものに該当しないものとする。
- 一 前項第一号イに該当する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における経常損失金額の合計額を超え、かつ、同項の登録を受けた者又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における連結損益計算書の経常損失金額の合計額を超えるとき。
- 二 前項第二号イに該当する場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の純資産額が連続する二事業年度における経常損失金額の合計額を超えるとき。
- 3 | 前項における純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 法第五十条の二第一項の登録を受けた者が連結子会社を有する場合又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者がいる場合 同項の登録を受けた者の貸借対照表及び連結貸借対照表又は同項の登録を受けた者を連結子会社とする者の連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（兼業業務に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するもの

がある場合には、当該引当金又は準備金の金額を除く。次号において同じ。）を控除した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額

4 前項の純資産額の算出については、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

(読替規定)

第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十六条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。)、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十三条第二項	本店	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務所
第二十三条第二項及び第三項	管理型信託会社登録簿	自己信託登録簿
第二十五条	業務方法書	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を

(新設)

第二十九条第一号	委託者又は受益者（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）	記載した書類 受益者（当該者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）
第二十九条第三号	業務	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る業務
第三十七条第一項第一号	計算期間	計算期間（一年を超えることができない。）
第四十条第一項第三号	内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る業務の管理に係る体制を整備すること。
第四十条第四項	本店その他の営業所を 信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七	信託会社、外国信託会社、金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七

<p>第四十一条第三項第一号及び第五項第二号</p>	<p>委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者</p>	<p>七十二条第二項を除き、（以下同じ。）</p>
<p>第四十一条第三項第四号</p>	<p>金融庁長官（令第二十七条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社を除く信託会社及び外国信託会社にあつては、財務局長）</p>	<p>十二条第二項を除き、（以下同じ。）又は法第五十条の二第一項の登録を受けた者</p>
<p>第四十八条第一項第一号</p>	<p>法第五十条の二第六項第一号から第七号</p>	<p>当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関</p>
<p>（若しくは第</p>	<p>財務局長</p>	<p>受益者又は受益者から指図の権限の委託を受けた者</p>

	<p>六号又は法第十条第一項第二号若しくは第三号</p>	
<p>第四十八条第一項第二号</p> <p>第四十八条第一項第九号</p>	<p>取締役、執行役、会計参与又は監査役</p> <p>訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合</p>	<p>役員又は業務を執行する社員</p> <p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合</p>
<p>第四十八条第三項</p>	<p>信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）</p> <p>信託業務の委託先又は自己を所屬信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員</p> <p>に係る業務</p>	<p>法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>に係る信託法第二条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務</p>
<p>第五十条第一項</p>	<p>法第四十一条第三項又は第五項</p>	<p>法第四十一条第三項</p>

	<p>電子公告（会社法第 二条第三十四号に規 定する電子公告をい う。以下同じ。）</p>	<p>電子公告（公告の方 法のうち電磁的方法 （会社法第二条第三 十四号（定義）に規 定する電磁的方法を いう。）により不特 定多数の者が公告す べき内容である情報 の提供を受けること ができる状態に置く 措置であつて同号に 規定するものをとる 方法をいう。以下同 じ。）</p>
<p>別表第一</p>	<p>株主総会の議事録（ 会社法第三百十九条 第一項の規定により 株主総会の決議があ つたものとみなされ る場合にあつては、 当該場合に該当する ことを証する書面。 以下同じ。）</p>	<p>株主総会の議事録（ 会社法第三百十九条 第一項の規定により 株主総会の決議があ つたものとみなされ る場合にあつては、 当該場合に該当する ことを証する書面。 以下同じ。）又は株 主総会に準ずる機関 の議事録</p>
<p>取締役、執行役、会 計参与又は監査役</p>	<p>株主総会の議事録そ の他必要な手続</p>	<p>株主総会（これに準 ずる機関を含む。） の議事録その他必要 な手続</p>
<p>取締役、執行役、会 計参与又は監査役</p>	<p>役員又は業務を執行 する社員</p>	<p>役員又は業務を執行 する社員</p>

	営業所
本店	信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う営業所

2 法第五十条の二第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第一項の規定による届出を行う法第五十条の二第一項の登録を受けた者は、別表第四の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第五十条の二第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第二項の規定により届出を行う法第五十条の二第一項の登録を受けた者は、別表第四の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。

(適用除外)

第五十一条の十 令第十五条の三第八号に規定する内閣府令で定める場合は、賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をする場合とする。

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)
第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 信託業(特定大学技術移転事業(法第五十二条第一項に規定す

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)
第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 信託業(特定大学技術移転事業(法第五十二条第一項に規定す

る特定大学技術移転事業をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。以下別表第五及び別表第六において同じ。)以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて第二十八条第二項各号に掲げる事項が明確に記載されているもの

三、六 (略)

3 (略)

4 承認事業者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。)、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。)	主たる営業所その他の営業所又は事務所 承認事業者

る特定大学技術移転事業をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。以下別表第五及び別表第六において同じ。)以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

三、六 (略)

3 (略)

4 承認事業者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第四十一条まで、第四十八条(第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。)、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十条第四項	本店その他の営業所 信託会社、外国信託会社又は金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条各号に掲げる金融機関をいう。第六十一条第三項及び第七十二条第二項を除き、以下同じ。)	主たる営業所その他の営業所又は事務所 承認事業者

、事務所若しくは代理店（金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、

と同一

、事務所若しくは代理店と同一

と同一

<p>第四十八条第三項</p>	<p>(略)</p>	
<p>信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）</p>	<p>(略)</p>	<p>水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第七十二条第二項第一号において同じ。）の営業所又は事務所を含む。</p>
<p>承認事業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>(略)</p>	<p>当該他の承認事業者</p>

<p>第四十八条第三項</p>	<p>(略)</p>	
<p>信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。この項及び第六十三条第三項において同じ。）又は自己を所屬信託会社とする信託契約代理店若しく</p>	<p>(略)</p>	<p>当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関</p>
<p>承認事業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>(略)</p>	<p>当該他の承認事業者</p>

第五十条第一項	る信託契約代理店若しくはその役員	法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
(略)	(略)	電子公告(会社法第二十条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)	電子公告(公告の方法のうち電磁的方法(会社法第二十条第三十四号(定義)に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)
(略)	(略)	(略)	(略)

5・6 (略)

(免許の申請)
第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜三 (略)

四 いずれかの支店において信託業務以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であつて第六十六条第二項において準用する第二十八条第二項各号に掲げる事項が明確に記載されているもの

五〜八 (略)

第五十条第一項	はその役員	法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

5・6 (略)

(免許の申請)
第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜三 (略)

四 いずれかの支店において信託業務及び信託受益権販売業以外の業務を営む場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

五〜八 (略)

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ (略)

ロ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧

ハ (略)

十 (略)

3・4 (略)

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二條まで、第二十六条、第二十九條から第四十一條の八まで及び第五十一條の規定を適用する。この場合において、第四十條第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 (略)

(指図権者の行為準則)

第六十八條 法第六十六條第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 (略)

(登録申請書その他の添付書類)

第七十一條 法第六十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 所属信託会社(兼営法第二条第二項の規定により適用する法第

九 次に掲げる事項に関する社内規則

イ (略)

ロ 帳簿書類の作成及び閲覧

ハ (略)

十 (略)

3・4 (略)

(外国信託会社に関する適用関係)

第六十六条 外国信託会社については信託会社とみなし、外国信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(会計参与若しくは監査役又はこれに準ずる者を除く。)については信託会社の取締役とみなして、第十七条から第二十二條まで、第二十六条、第二十九條から第四十一條まで及び第五十一條の規定を適用する。この場合において、第四十條第四項中「本店その他の営業所」とあるのは、「主たる支店その他の支店」とする。

2 (略)

(指図権者の行為準則)

第六十八條 法第六十六條第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者(信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人)に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 (略)

(登録申請書その他の添付書類)

第七十一條 法第六十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 所属信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭

六十七條第二項に規定する所屬信託兼営金融機関及び保險業法（平成七年法律第百五号）第九十九條第九項（同法第百九十九條（同法第二百四十條第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七條第二項に規定する所屬生命保險会社又は所屬外国生命保險会社等を含む。以下同じ。）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五（略）

（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七條 法第七十六條において準用する法第二十四條第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該所屬信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所屬信託会社、その利害關係人（法第二十九條第二項第一号に規定する利害關係人をいう。）又は法人である信託契約代理店の利害關係人（令第十四條第一項各号に掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託契約代理店」と読み替えるものとする。次号において同じ。）が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。）

四（略）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八條 法第七十六條において準用する法第二十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

四 兼営法第六條の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六條において準用する法第二十

和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第四條第二項の規定により適用する法第六十七條第二項に規定する所屬信託兼営金融機関及び保險業法（平成七年法律第百五号）第九十九條第九項（同法第百九十九條（同法第二百四十條第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第六十七條第二項に規定する所屬生命保險会社又は所屬外国生命保險会社等を含む。以下同じ。）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し

四・五（略）

（信託契約代理業に係る行為準則）

第七十七條 法第七十六條において準用する法第二十四條第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該所屬信託会社との間で信託契約を締結することを条件として、所屬信託会社、その利害關係人（法第二十九條第二項第一号に規定する利害關係人をいう。）又は法人である信託契約代理店の利害關係人（令第十四條第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう。この場合において、「信託会社」とあるのは「信託契約代理店」と読み替えるものとする。第四号において同じ。）が、信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該信託契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。）

四（略）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八條 法第七十六條において準用する法第二十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

四 兼営法第五條ノ四の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六條において準用する法第

五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

(所属信託会社の説明書類の縦覧)

第七十九条の二 第四十三条第七項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置について準用する。

(予備審査等)

第二百三条 法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 (略)

(經由官庁)

第二百四条 (略)

2 管理型信託業、法第五十条の二第一項、承認事業、信託契約代理業又は信託受益権販売業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならぬ。

二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

(所属信託会社の説明書類の縦覧)

第七十九条の二 第四十三条第六項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置について準用する。

(予備審査等)

第二百三条 法第三条又は法第五十三条第一項の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

2 (略)

(經由官庁)

第二百四条 (略)

2 管理型信託業、承認事業、信託契約代理業又は信託受益権販売業の登録を受けようとする者が法又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該登録を受けようとする者は、その者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

3 信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者が法、令又はこの府令に規定する書類を財務局長に提出しようとする場合において、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店、主たる支店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該信託会社、外国信託会社、承認事業者、信託契約代理店又は信託受益権販売業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

ばならない。

(標準処理期間)

第二百五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項又は第八十六条第一項の登録(法第七条第三項(法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。))及び法第八十六条第三項の登録の更新を含む。)に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
法第五条第二項第一号の規定に該当することとなった場合	法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる機関を置く株式会社でなくなった年月日	一 理由書 二 会社の登記事項証明書 三 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面

(標準処理期間)

第二百五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項又は第八十六条第一項の登録(法第七条第三項(法第五十四条第二項において準用する場合を含む。))及び法第八十六条第三項の登録の更新を含む。)に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第三(第四十八条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
法第五条第二項第一号の規定に該当することとなった場合	取締役会を置く株式会社でなくなった年月日	一 理由書 二 会社の登記事項証明書 三 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面

別表第四の二(第五十一条の九第二項関係)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>。以下同じ。)</p>
<p>届出事項 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき</p>	<p>記載事項 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日</p>	<p>添付書類 一 理由書 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 三 最近の日計表</p>	<p>。以下同じ。)</p>
<p>合併をしたとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法</p>	<p>一 理由書 二 合併契約の内容を記載した書面 三 合併の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後の純資産額を記載した書面 七 合併後の法第五</p>	<p>。以下同じ。)</p>

(新設)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>。以下同じ。)</p>
------------	------------	------------	----------------

<p>会社分割（吸収分割）により信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部の承継をさせたとき</p>	
<p>一 譲受会社の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容</p>	
<p>一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 吸収分割の手続を記載した書面 六 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五十条の二第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>十條の二第一項の登録を受けた者が同條第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

<p>他に営む業務を営む ことがその信託に係 る事務を適正かつ確 実にを行うことにつき</p>	<p>信託法第三条第三号 に掲げる方法によつ てする信託に係る事 務の一部の譲渡をし たとき</p>
<p>他に営む業務を営む ことがその信託に係 る事務を適正かつ確 実にを行うことにつき</p>	<p>一 譲受会社の商号 二 譲渡年月日 三 譲渡した信託法 第三条第三号に掲 げる方法によつて する信託に係る事 務の内容</p>
<p>一 理由書 二 他に営む業務を 営むことがその信 託に係る事務を適</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容 を記載した書面 三 事業譲渡の当事 者の登記事項証明 書（これに準ずる ものを含む。） 四 事業譲渡の当事 者の株主総会の議 事録その他必要な 手続があつたこと を証する書面 五 事業譲渡の手續 を記載した書面 六 譲受会社の法第 五十条の二第一項 の登録を受けた者 の事業の譲受け後 の純資産額を記載 した書面 七 譲受会社の法第 五十条の二第一項 の登録を受けた者 が同条第六項第六 号又は第八号に掲 げる要件に該当し ない旨を誓約する 書面</p>

<p>支障を及ぼすおそれがある と認められることとなった場合</p>	<p>支障を及ぼすおそれがある と認められることとなった年月日</p>	<p>正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められることとなったことを示す書面</p>
<p>法第五条第二項第五号（外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合</p>	<p>一 免許、登録、認可等（以下この項において「免許等」という。）の内容 二 当該免許等の年月日 三 外国において免許等の取消しをされた年月日</p>	<p>一 理由書 二 取消しを命ずる書類の写し及びこれに代わる書面 三 当該外国の法令とその訳文</p>
<p>法第五条第二項第六号に該当することとなった場合</p>	<p>一 違反した法令の規定 二 刑の確定した年月日及び罰金の額</p>	<p>一 確定判決書の写し 二 事件の概要を記載した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号イの規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名 二 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日</p>	<p>後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面</p>
<p>法第五条第二項第八号ロの規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名 二 破産手続開始の決定を受けた年月日</p>	<p>破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号ハの規定に該当す</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決の内容を</p>

<p>ることとなった場合 法第五条第二項第八号二、ホ又はへの規定に該当することとなった場合</p>	<p>及び刑の種類 一 該当者氏名 二 取消命令を受けた年月日</p>	<p>記載した書面 一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場合にあつては、当該法令とその訳文</p>
<p>法第五条第二項第八号トの規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 該当者氏名 二 解任命令を受けた年月日</p>	<p>一 理由書 二 外国の法令の規定に係る場合にあつては、当該法令とその訳文 確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p>
<p>法第五条第二項第八号子の規定に該当することとなった場合 純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた場合</p>	<p>一 該当者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類 純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた年月日</p>	<p>一 理由書 二 純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた日の日計表 三 純資産額が令第十五条の四で定める資本金の額に満たなくなつた日の純資産額を算出した書面</p>
<p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合</p>	<p>一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二 破産手続開始、</p>	<p>一 申立ての理由を記載した書面 二 最近の日計表</p>

<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關し訴訟又は調停の当事者となつた場合</p>	<p>不祥事件が発生したことを知つた場合</p>	<p>定款を変更した場合</p>	
<p>二 訴訟提起(被提起)年月日又は調停申立(被申立)年月日</p>	<p>一 不祥事件の概要 二 不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号</p>
		<p>一 理由書 二 株主総会の議事録(会社法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。 。又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 変更後の定款の写し</p>	

別表第四の三（第五十一条の九第三項関係）

<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する訴訟又は調停が終結した場合</p>	<p>三 管轄裁判所名 四 事件の内容 一 訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二 終結の日 三 判決又は和解の内容</p>	
--	--	--

<p>届出事項 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を廃止したとき</p>	<p>記載事項 廃止年月日</p>	<p>添付書類 一 理由書 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を廃止することを決定した株主総会の議事録（会社法第二百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。）、又は株主総会に準ずる機関の議事録 三 引受けを行った</p>
---	-----------------------	--

（新設）

<p>信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の譲渡をし</p>	<p>会社分割により信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の全部の承継をさせたとき</p>	
<p>二 譲渡年月日</p>	<p>一 承継先の商号 二 会社分割年月日</p>	
<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 事業譲渡の当事</p>	<p>一 理由書 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社分割の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 会社分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面 七 承継会社が法第五十条の二第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>信託関係の処理の方法を記載した書面</p>

<p>たとき</p>	<p>たとき</p>
<p>合併により消滅したとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号 二 合併年月日 三 合併の方法</p>
<p>一 理由書 二 合併契約の内容を記載した書面 三 合併の当事者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 合併の当事者の</p>	<p>者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者の事業の譲受け後の純資産額を記載した書面 七 譲受会社の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

<p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	<p>破産手続開始の決定により解散したとき</p>	
<p>解散年月日</p>	<p>一 破産手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始の決定を受けた年月日</p>	
<p>一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託関係の処理の方法を記載した書面</p>	<p>株主総会の議事録 その他必要な手続があつたことを証する書面 五 合併の手続を記載した書面 六 合併後の法第五十条の二第一項の登録を受けた者の合併後の純資産額を記載した書面 七 合併後の法第五十条の二第一項の登録を受けた者が同条第六項第六号又は第八号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

		三 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託関係の処理の方法を記載した書面
--	--	--

別表第八(第六十二条第二項関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
(略)	(略)	(略)
会社分割(吸収分割)により信託業の一部の承継をさせたとき	一 吸収分割の相手方の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた信託業の内容	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面 六 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

別表第八(第六十二条第二項関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
(略)	(略)	(略)
会社分割(吸収分割)により信託業の一部の承継をさせたとき	一 吸収分割の相手方の商号 二 吸収分割年月日 三 承継させた会社分割(吸収分割)により信託業の内容	一 理由書 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 五 承継会社の吸収分割後の純資産額を記載した書面 六 承継会社が法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

	<p>(略)</p> <p>会社分割(吸収分割)により信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p> <p>一 吸収分割の相手方</p> <p>二 吸収分割年月日</p> <p>三 承継した信託業の内容</p>	<p>(略)</p> <p>一 理由書</p> <p>二 外国における信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>ニ 吸収分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>ホ 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>
	<p>(略)</p> <p>会社分割(吸収分割)により信託業の全部若しくは一部の承継をしたとき</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p> <p>一 吸収分割の相手方</p> <p>二 吸収分割年月日</p> <p>三 承継した会社分割(吸収分割)により信託業の内容</p>	<p>(略)</p> <p>一 理由書</p> <p>二 外国における会社分割(吸収分割)により信託業の承継をした場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>イ 吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>ロ 吸収分割の当事者の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ハ 吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>ニ 吸収分割後の純資産額を記載した書面</p> <p>ホ 法第五十三条第六項第六号、第八号又は第九号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
所属信託会社の変更	(略)	(略)
所属信託会社の名称の変更	一 所属信託会社の新商号 二 所属信託会社の旧商号 三 変更年月日	(略)
他に営む業務の種類の変更	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第十一(第八十条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止したとき	廃止年月日	一 理由書 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した株主総会の議事録(

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
所属信託会社の変更	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
他に営む業務の種類の変更	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第十一(第八十条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止したとき	廃止年月日	一 理由書 二 法人であるときは、信託契約代理業又は信託受益権販売業を廃止することを決定した(会社法第三百十九

		<p>会社法第三百十九 条第一項の規定に より株主総会の決 議があつたものと みなされる場合に あつては、当該場 合に該当すること を証する書面。） 又は株主総会に準 ずる機関の議事録</p>
(留)	(留)	(留)
<p>別紙様式第10号(第42条第1項関係)</p> <p>第 期事業報告書</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(略)</p> <p>2 経 理 の 状 況 (略)</p> <p>附 属 明 細 表</p> <p>～ (略)</p> <p>引当金明細表</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 業務の状況 ～ (略)</p> <p>親法人等及び子法人等の状況</p>		

		<p>条第一項の規定に より株主総会の決 議があつたものと みなされる場合に あつては、当該場 合に該当すること を証する書面。） 又は株主総会に準 ずる機関の議事録</p>
(留)	(留)	(留)
<p>別紙様式第10号(第42条第1項関係)</p> <p>第 期事業報告書</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(略)</p> <p>2 経 理 の 状 況 (略)</p> <p>附 属 明 細 表</p> <p>～ (略)</p> <p>引当金明細表</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 業務の状況 ～ (略)</p> <p>親法人等及び子法人等の状況</p>		

当期末現在における親法人等（令第2条第2項に該当する親法人等をいう。）及び子法人等（令第2条第2項に該当する子法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 （略）

別紙様式第10号の2（第42条第1項関係）

年度事業報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

（略）
2 経 理 の 状 況
（略）
附 属 明 細 表

～ （略）
引当金明細表

（表略）

（記載上の注意）
1 業務の状況
～ （略）
親法人等及び子法人等の状況
当期末現在における親法人等（令第2条第2項に該当する親法人等をいう。）及び子法人等（令第2条第2項に該当する子法人等をいう。）なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 （略）

別紙様式第18号（第69条関係）

当期末現在における親法人等（令第14条第2号に該当する法人等をいう。）及び子法人等（令第14条第3号に該当する法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 （略）

別紙様式第10号の2（第42条第1項関係）

年度事業報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

（略）
2 経 理 の 状 況
（略）
附 属 明 細 表

～ （略）
引当金明細表

（表略）

（記載上の注意）
1 業務の状況
～ （略）
親法人等及び子法人等の状況
当期末現在における親法人等（令第14条第2号に該当する法人等をいう。）及び子法人等（令第14条第3号に該当する法人等をいう。）を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2 （略）

別紙様式第18号（第69条関係）

(第1面)
(略)

(第5面)

(別添3：所属信託会社の商号)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

(表略)

(記載上の注意)

所属信託会社（法第67条第2項の規定する所属信託会社をいい、金融機関信託業務の兼営等に関する法律第2条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。）の商号又はは名称を記載すること。
(注意事項)
(略)

別紙様式第19条（第75条関係）

(表略)

(記載上の注意)

1. 「所属信託会社の商号」には、所属信託会社（法第67条第2項の規定する所属信託会社をいい、金融機関信託業務の兼営等に関する法律第2条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。）の商号又はは名称を記載すること。
2. (略)

(第1面)
(略)

(第5面)

(別添3：所属信託会社の商号)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

(表略)

(記載上の注意)

所属信託会社（法第67条第2項の規定する所属信託会社をいい、金融機関信託業務の兼営等に関する法律第4条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。）の商号又はは名称を記載すること。
(注意事項)
(略)

別紙様式第19条（第75条関係）

(表略)

(記載上の注意)

1. 「所属信託会社の商号」には、所属信託会社（法第67条第2項の規定する所属信託会社をいい、金融機関信託業務の兼営等に関する法律第4条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。以下この様式において同じ。）の商号又はは名称を記載すること。
2. (略)

<p>別紙様式第 20 号（第 79 条関係）</p> <p>信託契約代理業務に関する報告書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>1～4（略）</p> <p>5. 信託契約代理業の実施状況 （略）</p> <p>手数料の状況</p> <p>（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 所属信託会社</p> <p>当期末現在において委託を受けている（法第 67 条第 2 項の規定する所属信託会社をいい、金融機関信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 2 項の規定により適用する法第 67 条第 2 項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第 99 条第 9 項（同法第 199 条（同法第 240 条規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第 67 条第 2 項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。）との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること（複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨注記すること。</p> <p>4（略）</p>	<p>別紙様式第 20 号（第 79 条関係）</p> <p>信託契約代理業務に関する報告書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>1～4（略）</p> <p>5. 信託契約代理業の実施状況 （略）</p> <p>手数料の状況</p> <p>（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 所属信託会社</p> <p>当期末現在において委託を受けている（法第 67 条第 2 項の規定する所属信託会社をいい、金融機関信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 2 項の規定により適用する法第 67 条第 2 項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第 99 条第 9 項（同法第 199 条（同法第 240 条規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第 67 条第 2 項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。）との委託契約年月日、その商号又は名称を記載すること（複数の所属信託会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。）。なお、当期中において変更があった場合には、その旨注記すること。</p> <p>4（略）</p>
--	--

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案

現行

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略） 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	（略） 第二条第三項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号） 第一百五条第二項において適用する同法第九十七条	（略） 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	（略） 第四条第三項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号） 第一百五条において適用する同法第九十七条
（略） 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	（略） 第二十一条第三項	（略） 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	（略） 第十条（第四号に係る部分に限る。）及び第二十条第三項
（略） 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	（略） 第五十二条の二十二第三項	（略） 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	（略） 第五十二条の十二（第四号に係る部分に限る。）及び第五十二条の二十三第三項

<p>(略)</p>	<p>信託業法施行規則（平成十六年内閣府令 第七号）</p>	<p>(略)</p>	<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律 第七号）</p> <p>第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十條第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第二百二條第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五條、第二百六十四條第三項及び第四項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>信託業法施行規則（平成十六年内閣府令 第七号）</p>	<p>(略)</p>	<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律 第七号）</p> <p>第六十三條第二項、第六十五條第一項において準用する会社法第三百十條第六項、第六十五條第二項及び第二百四十五條第二項において準用する同法第三百十一條第三項、第六十五條第三項において準用する同法第三百十八條第二項及び第三項、第八十六條第二項において準用する同法第三百七十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九條第二項、第二百二條第四項、第二百五條第一項及び第二項、第二百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項において準用する同法第七百三十一條第二項、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十四條第三項及び第四百九十六條第一項、第七百七十九條第一項において準用する同法第五百八條第一項及び第三項、第二百二條第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五條、第二百六十四條第二項及び第三項、第二百七十五條第三項（第二百七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三條第一項及び第二項</p>	<p>(略)</p>

		別表第二（第四条関係）				別表第二（第四条関係）	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第一条第三項において準用する信託業法第百五条第二項において適用する同法第九十七条	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第四条第三項において準用する信託業法第百五条において適用する同法第九十七条
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第一条第三項において準用する信託業法第百五条第二項において適用する同法第九十七条	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第十条（第四号に係る部分に限る。）及び第二十条第三項
		別表第三（第五条関係）				別表第三（第五条関係）	
信託業法施行規則	(略)	信託業法施行規則	第三十九条第三項	信託業法施行規則	(略)	信託業法施行規則	第二十九条（第四号に係る部分に限る。）及び第三十九条第三項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第二十一条第三項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第十条（第四号に係る部分に限る。）及び第二十条第三項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第二十一条第三項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	第十条（第四号に係る部分に限る。）及び第二十条第三項

資産の流動化	(略)	第五条第四項及び第十六条第六項において準用す	(略)	別表第四(第八条関係)	別表第四(第八条関係)	資産の流動化	(略)	第五条第四項及び第十六条第六項において準用す	(略)	別表第四(第八条関係)	別表第四(第八条関係)	資産の流動化	(略)	第五条第四項及び第十六条第六項において準用す
(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	保険業法施行規則	(略)	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)	(略)	(略)	(略)	保険業法施行規則	(略)	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	信託業法施行規則	(略)	第二十九条(第四号に係る部分に限る。)	(略)	(略)	(略)	信託業法施行規則	(略)	第二十九条(第四号に係る部分に限る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	(略)	第十条(第四号に係る部分に限る。)	(略)	(略)	(略)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	(略)	第十条(第四号に係る部分に限る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	信託業法施行規則	(略)	第三十九条第三項	(略)	(略)	(略)	信託業法施行規則	(略)	第三十九条第三項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	保険業法施行規則	(略)	第五十二条の二十三第三項	(略)	(略)	(略)	保険業法施行規則	(略)	第五十二条の二十三第三項
律施行規則	(略)					律施行規則	(略)					律施行規則	(略)	

る会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十二条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第

る会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三條第三項において準用する同法第二百二十五條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五條第二項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二條第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五條において準用する同法第六百八十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九條第二項及び第二百四十九條第一項（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十二条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第四項、第二百七十五條第五項及び第二百七十九條第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第

二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項	(略)	(削る)	別表第五(第十条関係)	(略)	資産の流動化に関する法律 第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項(第二号に係る部分に限る。)、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項(第二号に係る部分に限る。)、並びに第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百条第一項及び第一項
二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項	(略)	信託業法施行規則 第二十九条(第四号に係る部分に限る。)	別表第五(第十条関係)	(略)	資産の流動化に関する法律 第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第百五条第四項及び第二百六十四条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項(第二号に係る部分に限る。)、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第二百四十五条第二項において準用する同法第三百一条第一項